

前橋市違反再生可能エネルギー発電設備設置事業等に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成28年条例第54号。以下「条例」という。）の規定に違反する再生可能エネルギー発電設備設置事業等（以下「違反再エネ事業等」という。）の是正等の事務処理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(事務担当)

第2条 違反再エネ事業等の是正措置に関する事務は、開発指導課盛土規制係が担当するものとする。

(現地調査)

第3条 開発指導課盛土規制係の職員（以下「職員」という。）は、違反再エネ事業等を発見し、又は違反再エネ事業等の通報等を受けたときは、現地調査を行うものとする。

2 現地に立ち入る場合は、条例第32条第2項の規定による身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。また、必要に応じ建築物に立ち入る場合は、あらかじめその使用者の承諾を得なければならない。

3 現地調査は、土地所有者、事業者、工事施行者その他関係人（以下「関係人」という。）がいる場合は、関係人に条例等について説明し、違反再エネ事業等調査カード（様式第1号）に掲げる事項について関係人に説明を求め、関係人が不在の場合は、現地の状況を把握し、違反再エネ事業等調査カードを作成し開発指導課長へ報告するものとする。

4 現地調査は、後日措置命令等又は公表を行う場合の資料若しくは証拠となるので詳細に行うものとする。

5 職員は、現地調査又は関係人の説明により、違反再エネ事業等の行為が条例に違反していることが明確な場合は、関係人に対して口頭で是正指導を行うものとし、必要に応じて工事停止等の指示を行うものとする。

6 職員は、現地の状況を、写真により記録するものとする。この場合、写真の撮影場所及び撮影年月日が分かるように撮影するものとする。

7 職員は、現地調査により判明しなかった事項について、関係機関等と協力して補充調査を行うものとする。

(他法令違反等に係る連絡)

第4条 市長は、違反再エネ事業等の行為が他の法令に抵触する疑いがあると思われるときは、関係機関等へ連絡し連携を図るものとする。

(事情聴取)

第5条 市長は、第3条の現地調査のほか事情聴取の必要があると思われるときは、違反者の特定及び違反事実の内容把握・確認を行うため、来庁依頼通知書（様式第2号）により関係人の来庁を求めて事情聴取を行うものとする。

2 市長は、条例第31条に基づき、特別保全地区内の事業に係る関係人に対し、報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(是正指導)

第6条 市長は、現地調査及び事情聴取により、違反行為及び違反行為者が特定されたときは、違反行為者に指示書（様式第3号）を交付し、工事その他の行為の停止又は違反

を是正するため必要な措置を指導し、是正計画書（様式第4号）を提出させ、是正を図るものとする。ただし、違反行為が建築物にも関係する場合は、建築指導課審査監察係と連携し建築基準法に基づく違反是正指導も併せて行うものとする。

2 違反事実の内容が軽微なもの、又は容易に適法な状態に是正できる見込みのあるものについては、口頭により指示を行うことができる。

3 市長は、第1項の是正指導に従わない者に対しては必要に応じて再度、指示書を交付し、是正を促すものとする。

（是正措置警告・聴聞及び弁明の機会の付与）

第7条 市長は、前条第3項の是正指示によっても是正しない者に対しては、警告書（様式第5号）を交付し、警告を行う。

2 市長は、前項の警告書を交付した場合には、前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年11月7日規則第47号）に基づき、次の区分により聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。

許可等の取消し及びこれと相当と市長が認める処分	聴聞
その他の処分	弁明の機会の付与

3 安全上、公益上、緊急に監督処分を行う必要がある場合等、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第13条第2項に該当する場合には、前項の規定は適用しない。

（措置命令等）

第8条 市長は、聴聞又は弁明の機会の付与の後、なお違反再エネ事業等が是正される見込みがない場合は、条例第19条第3項又は条例第27条から第29条までの規定により違反内容・程度等の諸事情を斟酌し、必要な限度において、許可の取消し若しくは措置命令又はその両方（以下「措置命令等」という。）を行うものとする。

2 措置命令等は令達文書（様式第6号）により行うものとし、不服申立て制度の教示をしなければならない。

（処分に係る公表）

第9条 市長は、条例第19条第3項若しくは第28条の規定により命令したとき、又は条例第27条の規定により許可を取り消したときは、条例第30条の規定に基づき、その旨を公表することができる。

2 前項の公表は、掲示場への掲載（様式第7号）若しくは市ホームページへの掲載又はその両方によって行うものとする。

（処分に係る関係機関への通知）

第10条 市長は、第8条に規定する措置命令等を行った場合は、その旨を関係機関に通知（様式第8号）できる。

2 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、経済産業大臣にその旨を通知し、及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しを要請することができる。

（処分の催告）

第11条 市長は、被処分者が措置命令の内容を履行しないときは、催告書（様式第9号）により措置命令の履行の催告をするものとする。

(処分の解除)

第12条 市長は、第8条に規定する措置命令を命じた場合において、違反状態が解消され当該処分を解除する必要があるときは、速やかに被処分者に対し、措置命令解除通知書（様式第10号）により通知するものとする。

2 前項の場合において、第9条第1項による公表を行っているときは、速やかに、公表を取り下げるものとする。

3 第1項の場合において、第10条第1項の通知又は第10条第2項の要請を行っているときは、速やかに、関係機関に対して措置命令を解除した旨を通知（様式第11号）するものとする。

(違反再エネ事業等の完結)

第13条 違反再エネ事業等の是正措置については、次に掲げるときを完結とする。

(1) 違反行為者が任意又は是正措置警告後に是正したとき

(2) 第8条に規定する措置命令で、被処分者が当該命令を履行したとき

(3) 事後的に許可したとき

附則

1 この要領は令和7年7月25日から施行する。